

高岡市環境 基本条例



水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡

健やかで 美しく 豊かな 環境のまちを 守り 育てる

条例制定の目的

(第1条)

快適で恵み豊かな環境を守り育てること(環境の保全及び創造)について、基本理念、市、事業者、市民及び滞在者の責務、環境施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

環境の保全と創造
健康で文化的な生活
の確保

定義

(第2条)

環境への負荷

人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全。

公害

事業活動その他の人の活動によって生ずる、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

基本理念

(第3条)

- ・ 快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、将来の世代に引き継いでいく。
- ・ 人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展する社会をみんなで創る。
- ・ 地球環境保全を積極的に推進する。

市・市民・事業者の役割

市の役割

(第4条)

- ・ 環境の保全及び創造について、地域の自然・社会条件に応じた施策の策定・実施

事業者の役割

(第5条)

- ・ 公害の防止、廃棄物の発生抑制、自然環境の保全のための措置
- ・ 事業活動における環境への負荷の低減
- ・ 市の環境施策への協力

市民・滞在者の役割

(第6条・第7条)

- ・ 日常生活における環境への負荷の低減
- ・ 旅行者等による環境への負荷の低減
- ・ 市の環境施策への協力

施策の基本方針

(第10条)

- ・ 大気、水、土壌などを良好な状態に保持すること。
- ・ 人と自然とのふれあいを図り、森林、緑地、水辺地などの自然環境を保全すること。
- ・ 水や緑に親しむ生活空間の創出、良好な都市景観の形成、歴史的・文化的資産の保全と活用などを図り、うるおいと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- ・ 資源エネルギーの消費の抑制、循環的効率的な利用、廃棄物の発生抑制などを推進することにより温室効果ガスの排出を抑制すること。

実効性を確保するしくみ

- ・ 環境の状況などを公表します。(第9条)
- ・ 環境活動の情報を提供します。(第19条)
- ・ 施策を推進するため、必要な体制を整備します。(第23条)
- ・ 国や県などと協力して、環境保全及び創造の推進に努めます。(第24条)
- ・ 高岡市環境審議会を設置します。(第25条)

基本的な施策

市が行うこと

- ・環境の保全及び創造についての施策を実施するため、必要な財政上の措置等を講じます。
(第8条)
- ・施策の策定・実施にあたっては環境の保全及び創造に配慮します。
(第12条)
- ・公害の防止などのため、必要な規制を行います。
(第13条)
- ・環境への負荷の低減のため、適正な経済的措置に努めます。
(第14条)
- ・環境の保全及び創造のための施設整備や事業を行います。
(第21条)

環境保全等の施設整備事業

下水道施設

廃棄物の処理施設



公園・緑地など自然と

ふれあいができる施設



良好な水環境の保全



その他の環境保全等
に関する事業

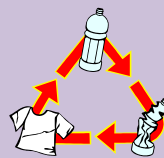
市、事業者、市民が行うこと

- ・環境に著しい影響を及ぼす事業を実施するときは、環境の保全及び創造について配慮します。
(第15条)
- ・資源・エネルギーの消費の抑制、循環的効率的な利用、廃棄物の発生抑制などを進めます。
(第16条)
- ・環境の保全及び創造についての理解を深めるため、環境教育・学習を進めます。
(第17条)
- ・市民等による自発的な環境保全活動の支援協働を進めます。
(第18条)
- ・地球環境保全のための施策を国や県などと連携して進めます。
(第22条)

エネルギー消費の抑制、資源の循環的利用

廃棄物の発生抑制

(廃棄物になるべく発生しない工夫をする)



温室効果ガスの排出の抑制

(二酸化炭素の排出を減らす)

- ・日常の節電
- ・省エネ機器、設備の導入
- ・公共交通機関の利用(ノーマイカー-)など



自発的な環境保全活動の支援協働

環境美化活動

再生資源の回収活動

緑化活動その他の環境の保全活動



など